

教保体第 6 6 3 号
令和 5 年 7 月 3 日

関係市教育委員会教育長
関係県立学校長
関係教育事務所長 } 様

県教育委員会教育長

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の
利用等について（通知）

日頃、生徒の安全教育及び安全管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

令和 5 年 7 月 1 日、道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という）について、16 歳以上の者であれば、免許を取得していない場合でも運転が可能になりました。

このことにつきましては、令和 5 年 6 月 2 日付け教保体第 4 4 3 号「特定小型原動機付自転車の利用に関する適切な指導について（通知）」により、御対応いただいているところですが、改めて、通行できる場所の区別や右折の方法、ヘルメット着用の努力義務等について、生徒の理解を深めるよう、交通安全教育を推進願います。

県教育委員会では、免許が不要である電動キックボード等について、「自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に準じる規定等を設けることはいたしません。各学校におかれましては、生徒や学校の実情を踏まえ、通学での利用について適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、関係市教育委員会におかれましては、貴管下各市立高等学校等へ情報提供していただきますようお願いいたします。

- 別添 ・ 令和 5 年 6 月 2 日付け 教保体第 4 4 3 号
「特定小型原動機付自転車の利用に関する適切な指導について（通知）」
- ・ 電動キックボード等に関する主な交通ルールについて（リーフレット）

担 当： 県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 山田
電 話： 0 4 8 - 8 3 0 - 6 9 6 4
Email： a6960-01@pref.saitama.lg.jp

別添

写

教保体第443号
令和5年6月2日

関係市教育委員会教育長
各県立高等学校長
関係教育事務所長 } 様

県教育委員会教育長

特定小型原動機付自転車の利用に関する適切な指導について（通知）

日頃、本県生徒の安全教育及び安全管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

令和5年7月1日から道路交通法の一部改正により、16歳以上の者であれば、特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という）について、免許がなくても利用が可能になります。これを受けて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添（写）のとおり依頼がありました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、各校において下記の通り、御対応をお願い致します。

なお、関係市教育委員会におかれましては、貴管下各市立高等学校等への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 校内研修等で、警察庁作成の啓発動画を視聴すること。

① 7月1日施行!!「特定小型原動機付自転車とは」

<https://www.youtube.com/watch?v=Z0oZfMuUta8>（5分28秒）

② 7月1日施行!!「特定小型原動機付自転車の基本的な交通ルール」

<https://www.youtube.com/watch?v=L3DmGkrEcB0>（10分42秒）

※ ②の方が詳しい内容です。

※ あわせて別添のリーフレットも御活用ください。

2 その他

夏季休業中に行われる高校生自転車安全運転推進講習会（地区別講習会）の講義において、電動キックボード等について触れる予定ですので、地区別講習会後の各校における伝達講習会等でも周知をお願いします。

担当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 山田 朗

電話：048-830-6964

Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp

警察と連携して、高等学校等における電動キックボードに対する安全教室の開催等をお願いするものです。

事 務 連 絡
令 和 5 年 6 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課

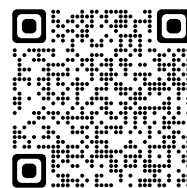
特定小型原動機付自転車の利用に関する適切な指導について（依頼）

7月1日から道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が施行され、16歳以上の者であれば、特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という。）について免許がなくても利用が可能となります。このことを踏まえ、高校生等に対する電動キックボード等に関する正しい知識を周知するなど、安全教育の充実に努めていく必要があります。

別紙の令和4年7月12日付事務連絡（自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（依頼）～警察庁から各都道府県警察本部等へ、学校との連携強化を通達～）のとおり、これまでも、各学校設置者や各学校では警察と連携し、交通安全教育の充実に努めていただいているところですが、今般、文部科学省の学校安全ポータルサイトに電動キックボード等の安全利用に関する情報を掲載しましたので、ご利用ください。引き続き、警察との連携をより一層強化し、高等学校等における電動キックボード等に関する安全教室の実施など、高校生等に対する交通安全教育の更なる推進に努めるようお願いします。

学校安全ポータルサイト（文部科学省×学校安全）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp>



各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111（内線 2695）
e-mail:anzen@mext.go.jp

事務連絡
令和4年7月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（依頼）

このたび警察庁より、別添のとおり、学校等における自転車安全教育の重要性や警察と連携した交通安全教育の推進等について周知依頼がありました。

警察庁作成の資料（参考資料）によると、

- ・自転車関連死亡・重傷事故件数について、令和3年中の年齢層別では、「19歳以下」が約2割を占め、特に高校生は、小・中学生と比較して2倍程度で推移している
- ・平成29年から令和3年までの状態別死者・重傷者数の合計について、中学生では自転車乗車中が約7割を占め、小学生も学齢が上がるにつれて自転車乗用中の割合が多くなっている

等の特徴が見られることから、児童・生徒への自転車安全教育のより一層の充実が必要です。

また、本年4月に、

- ・乗車用ヘルメット着用の努力義務が、全ての自転車利用者に対して課される
- ・16歳以上の者であれば、一定の要件を満たす電動キックボード等の運転が、免許がなくても、可能になる

等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が公布されました。

（乗車用ヘルメットの着用については公布日から1年以内に、電動キックボード等については公布日から2年以内に施行されることとなります。）これらを踏まえ、児童・生徒に対する自転車乗用中におけるヘルメット着用の重要性や高校生等に対する電動キックボード等に関する正しい知識を周知するなど、安全教育の充実に努めていく必要があります。

これまで、各学校設置者や各学校では警察と連携し、交通安全教育の充実を図っていただいているところですが、今後は、警察との連携をより一層強化し、自転車に関する安全教育を始め、児童・生徒に対する交通安全教育の更なる推進に努めるようお願いします。

なお、警察と学校等との連携強化については、別途、警察庁から各都道府県警察本部等にも

通達されています。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

電話：03-5253-4111（内線 2695）

e-mail: anzen@mext.go.jp

別添

事務連絡
令和4年7月11日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局交通企画課長

自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向け、特に小学生、中学生及び高校生に対する自転車安全利用に係る対策を効果的に行うため、別添のとおり、都道府県警察に対し、教育委員会及び学校等と更なる連携強化を図り、児童・生徒に対する自転車安全教育をより一層推進するよう指示することとしております。

つきましては、自転車等の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものとなるよう、各都道府県教育委員会等関係機関に対して、教育現場における自転車安全教育の重要性、警察と連携した交通安全教育の推進等について周知していただきますようお願いいたします。

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 184 号
令 和 4 年 7 月 1 1 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

自転車等の安全利用促進に向けた教育委員会及び学校等との更なる連携強化について
(通達)

各都道府県警察においては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」(令和4年1月28日付け警察庁丙交企発第5号ほか)に基づき、都道府県ごとの情勢を踏まえ、自転車の安全利用に係る諸対策を推進しているところであるが、令和3年中の自転車関連死亡・重傷事故件数を年齢層別に見ると、「19歳以下」が約2割を占めているほか、小学生、中学生及び高校生の別にその推移を見ると、高校生は、小・中学生と比較して2倍程度で推移するなど、高校生に対する対策の必要性が特に高くなっている。加えて、平成29年から令和3年の状態別死者・重傷者数を見ると、中学生では自転車乗用中が約7割を占め、小学生も学齢が上がるにつれ自転車乗用中の割合が多くなっており、小学校及び中学校においても自転車安全教育が重要であるといえる。

また、本年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正道路交通法」という。)により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることとなるが、自転車乗用中の交通事故死傷者におけるヘルメット着用者の割合を見ると、小・中学生においては徐々に着用率は上昇しているものの、いまだ十分な水準とは言えず、また、高校生においては着用が浸透していない状況であり、これらの年齢層の着用率向上は大きな課題となっている。

加えて、改正道路交通法により、電動キックボード等の一定の要件を満たす原動機付自転車を特定小型原動機付自転車と位置付け、自転車と同様の交通ルールを定めることとされたところ、特定小型原動機付自転車については、高校生等の16歳以上の者が運転免許を有さずに運転が可能となることから、高校生等に対し、基本的な交通ルールや電動キックボード等に関する正しい知識の周知がこれまで以上に重要となる。

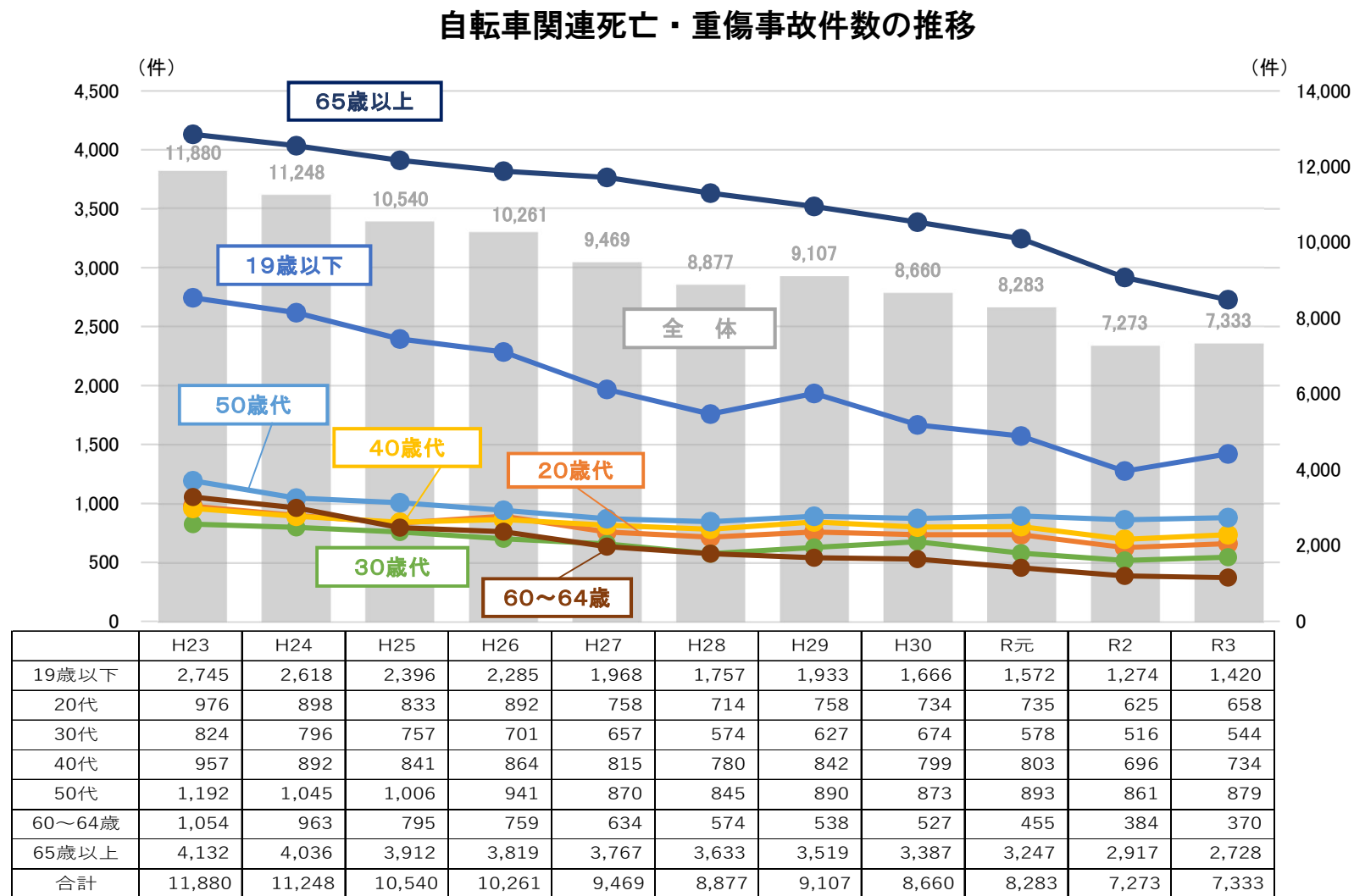
当庁では、このような情勢を踏まえ、文部科学省主催の「学校安全行政担当者連絡協議会」において、教育委員会等に対し、高校生をはじめとする児童・生徒に対する自転車に関する交通安全教育の取組強化や都道府県警察との連携強化を依頼するなど、高校生等に対する交通安全対策を推進しているところである。

各位にあっては、都道府県警察において教育委員会及び学校等との更なる連携の強化を図るとともに、自転車の安全利用促進に向けた諸対策がより効果的なものとなるよう取組を推進されたい。

なお、文部科学省から教育委員会等に対して本通達の内容が通知されるので、参考とされたい。

1 自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)



注 ・ 自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故の件数であり、同じ条件の自転車乗用者の相互事故は1件とし、第1当事者の件数を計上した。以下同じ。

2 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

自転車関連死亡・重傷事故件数では、**高校生は**小中学生と比較して**2倍程度**で推移

図 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)

児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

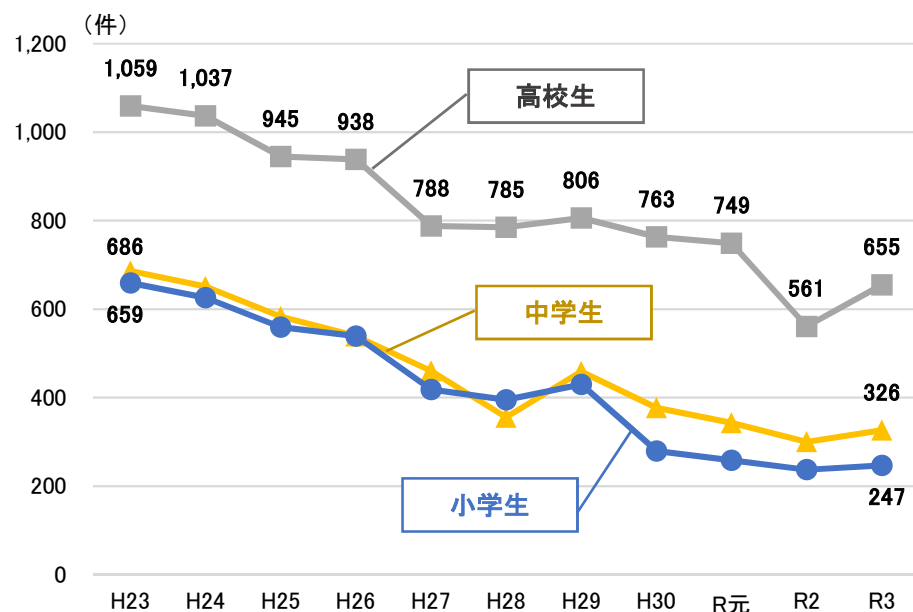
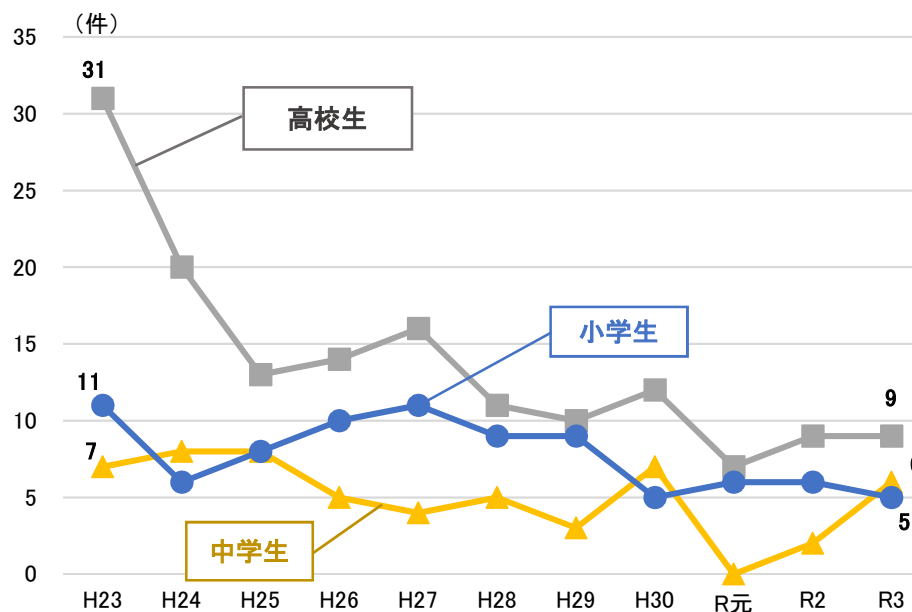


図 児童・生徒の自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)

児童・生徒の自転車関連死亡事故件数の推移



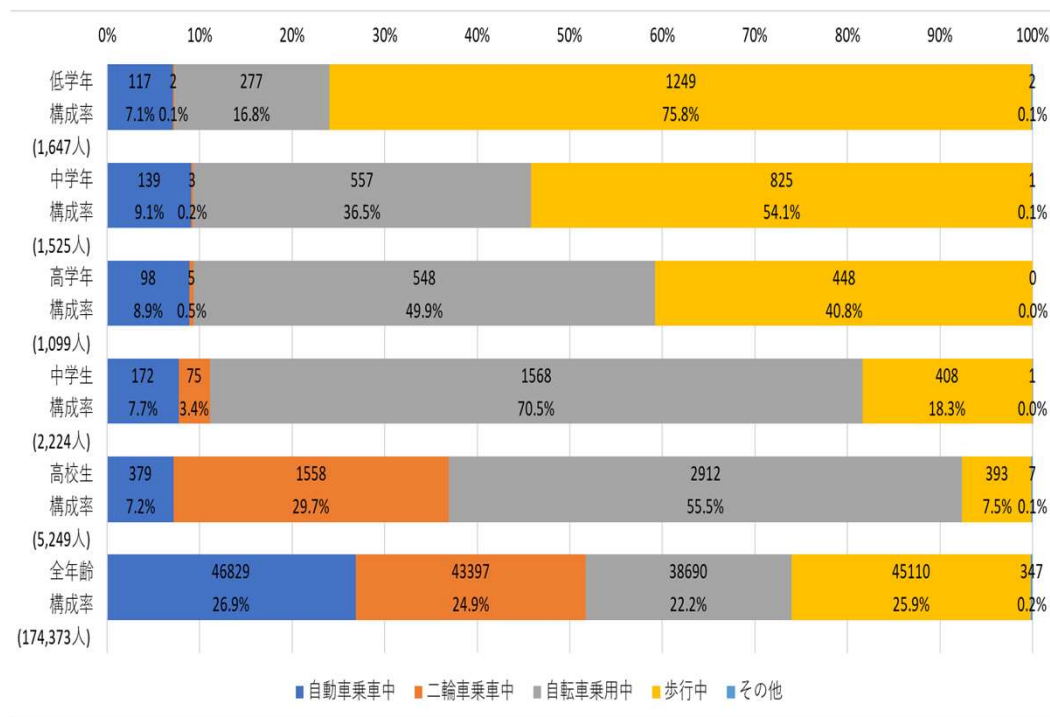
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
死亡・重傷事故	高校生	1,059	1,037	945	938	788	785	806	763	749	561	655
	中学生	686	651	583	539	460	355	459	377	343	300	326
	小学生	659	626	559	539	418	395	430	279	258	237	247
うち死亡事故	高校生	31	20	13	14	16	11	10	12	7	9	9
	中学生	7	8	8	5	4	5	3	7	0	2	6
	小学生	11	6	8	10	11	9	9	5	6	6	5

3 児童・生徒の状態別死者・重傷者数

図 児童・生徒の状態別死者・重傷者数(平成29年～令和3年合計)

児童・生徒の状態別死者・重傷者数

	自動車乗車中	二輪車乗車中	自転車乗用中	歩行中	その他	合計
低学年	117	2	277	1,249	2	1,647
構成率	7.1%	0.1%	16.8%	75.8%	0.1%	100%
(1,647人)						
中学年	139	3	557	825	1	1,525
構成率	9.1%	0.2%	36.5%	54.1%	0.1%	100%
(1,525人)						
高学年	98	5	548	448	0	1,099
構成率	8.9%	0.5%	49.9%	40.8%	0.0%	100%
(1,099人)						
中学生	172	75	1,568	408	1	2,224
構成率	7.7%	3.4%	70.5%	18.3%	0.0%	100%
(2,224人)						
高校生	379	1,558	2,912	393	7	5,249
構成率	7.2%	29.7%	55.5%	7.5%	0.1%	100%
(5,249人)						
全年齢	46,829	43,397	38,690	45,110	347	174,373
構成率	26.9%	24.9%	22.2%	25.9%	0.2%	100%
(174,373人)						



4 道路交通法の一部を改正する法律(概要・抜粋)

令和4年4月27日公布

全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日: 公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日: 公布日から2年以内の政令で定める日)

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



(1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度 (時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm×幅60cm
※ 普通自転車相当

(2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限 (16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、**原動機付自転車**に該当し、**原付以上の免許が必要**

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、**着用は努力義務**

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する 主な交通ルールについて

これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車とは、次の基準を全て満たすものをいいます。

【車体の大きさ】

長さ： 190センチメートル以下 幅 ： 60センチメートル以下

【車体の構造】

- 時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること。
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- オートマチック・トランスミッション（AT）であること。
- 最高速度表示灯（灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの）が備えられていること。 等



警察庁
ウェブサイト
特設ページ

これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、令和5年7月1日以降も、引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた交通ルールが適用されます。

これらの基準を満たさない車両の運転には、運転免許が必要です。

運転者の年齢制限

○ 16歳未満の者の運転の禁止

16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止されています。

主な交通ルール（運転する前に）

○ 保安基準への適合等

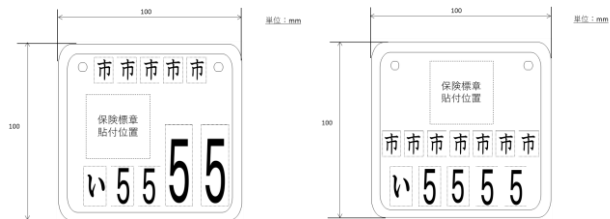
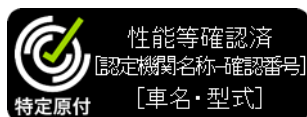
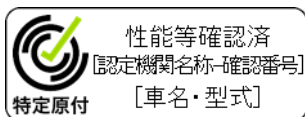
特定小型原動機付自転車を運転するに当たっては、①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、②自賠責保険（共済）に加入し、③ナンバープレートを取り付けなければなりません。

※ 特定小型原動機付自転車のナンバープレートについては、安全性の観点から、車体幅に収まるような、従来の原動機付自転車のものよりも小型のものを、市町村において順次交付する予定です。

従来の原動機付自転車のナンバープレートを交付されていても、小型のナンバープレートの交付を受けることができます。安全の確保のため、小型のナンバープレートを取り付けるようにしましょう。

小型のナンバープレート

性能等確認済シール



○ 飲酒運転の禁止

お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。



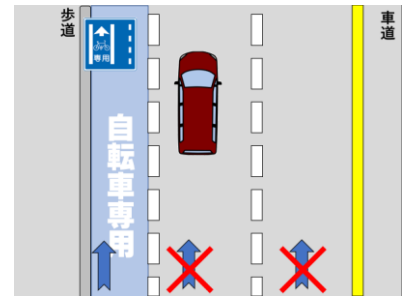
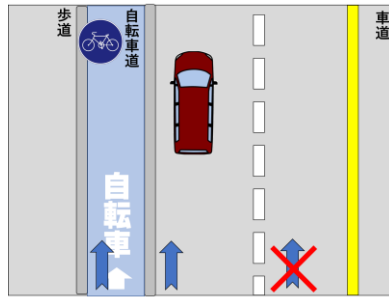
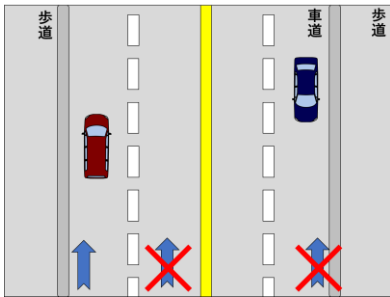
通行する場所

○ 車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、**車道を通行**しなければなりません（自転車道も通行することができます）。

道路では、原則として、**左側端**に寄って通行しなければならず、**右側を通行してはいけません**。

【通行場所のイメージ】



「特定小型原動機付自転車・
自転車専用」



「普通自転車専用通行帯」

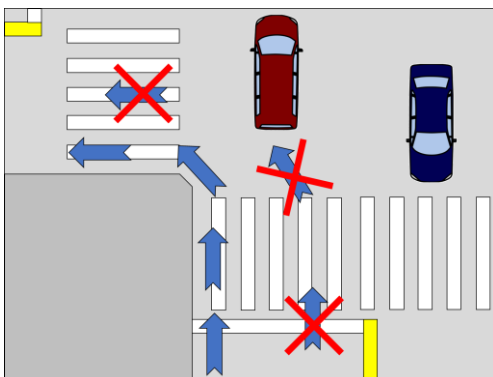


○ 左折又は右折の方法

・ 左折の方法

左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめ**ウィンカーを操作して左折の合図**を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、**横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません**。

【イメージ】

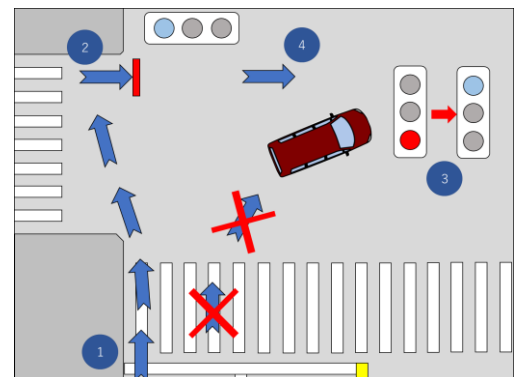


・ 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる「**二段階右折**」(※)をしなければなりません。

※ 青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むこと

【イメージ】



主な交通ルール

○ 信号機の信号に従う義務

原則として、車両用の信号に従わなければなりません。

○ 通行の禁止

道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。

【主な関係道路標識】

「通行止め」 「車両通行止め」 「車両進入禁止」 「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」 「指定方向外進行禁止」 「一方通行」 「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」



特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。

特定小型原動機付自転車も従わなければなりません。

○ 一時停止すべき場所

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

「一時停止」

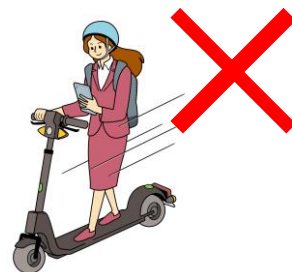


○ 歩行者の優先

歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、停止線の手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

○ その他守らなければならないこと

スマートフォン等を通話のために使用したり、その画面に表示された画像を注視したりしながら運転してはいけません。



例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

【特例特定小型原動機付自転車の基準】

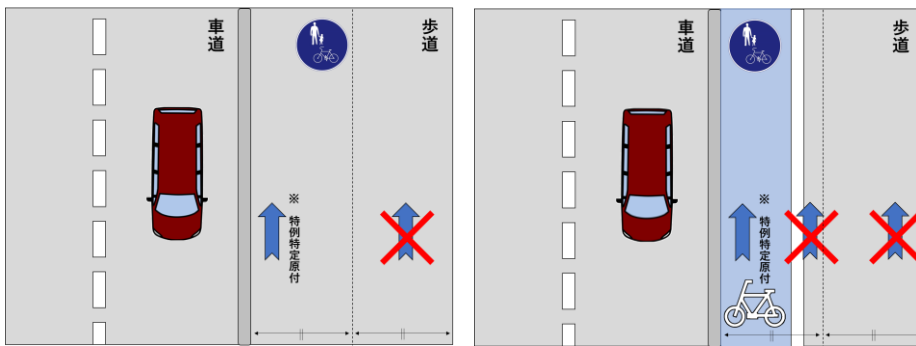
- 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること
 - 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること 等
- ※ スロットル等の操作により、これ以上の速度で走行できる場合には、基準を満たさず、歩道を通行することができません。

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。

歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。

「普通自転車等及び歩行者等専用」

【歩道通行のイメージ】



安全利用のために

○ 乗車用ヘルメットの着用

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

交通事故の場合の措置

交通事故が起きたときは、負傷者を救護したり、直ちに警察官に交通事故について報告したりしなければなりません。

これらの措置を講じなければ、いわゆる「ひき逃げ」になります。

交通事故が起きたときは、具体的には、次のような措置を講じなければなりません。

- (1) 事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないような安全な場所（路肩、空地など）に車両を止め、エンジンを切る。
- (2) 負傷者がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、ガーゼや清潔なハンカチ等で止血するなど、可能な応急救護処置を行う。この場合、むやみに負傷者を動かさない（特に頭部を負傷しているときは動かさない）ようにする。ただし、後続車による事故のおそれがある場合は、速やかに負傷者を救出して安全な場所に移動させる。
- (3) 事故が発生した場所、負傷者数や負傷の程度、物の損壊の程度、事故車両の積載物などを警察官に報告し、指示を受ける。